

第1章 景観に配慮した建築行為等の計画・設計の進め方

建築行為等の計画の際には次の内容を把握しながら進めていくことが大切です。以下の内容に留意しながら当該行為等の計画・設計を進めてみましょう。

(1) 次のステップに基づいて当該行為等の計画・設計を進めてみましょう。

周辺の景観資源を探してみよう	計画地の周辺に身近な自然的景観資源や歴史的・文化的景観資源等の特徴的なものがあれば把握しましょう。 ⇒第2章 周辺の景観資源調査
----------------	---



景観類型別の景観形成基準を把握しよう	計画地がどのような景観類型にあてはまるかを確認し、その「景観特性」「景観形成方針」「景観形成基準」を把握しましょう。 ⇒第3章 景観類型別の景観形成基準
--------------------	---



景観に配慮した計画を進めよう	これまでに把握した周辺の景観資源や景観類型別の景観形成基準に基づいて計画を検討する際、どのような景観上の配慮ができるのかを考えてみましょう。 ⇒第4章 景観チェックシート
----------------	--

(2) 景観法の届出の有無について確認してみましょう。

景観法の届出 対象行為に該 当するか確認 しましょう	大規模な建築行為等は景観法に基づく届出が必要となり、景観形成 基準に適合する必要がありますので、計画している建築行為等が届出 対象行為に該当するか確認しましょう。 ⇒第5章 景観法の届出制度の解説
-------------------------------------	---



計画段階から 事前相談を行 いましょう	計画の熟度の低い段階から、届出者と市との間で協議調整を行いなが ら、鈴鹿らしい景観の魅力向上に取り組んでいきましょう。 そのため、計画段階から条例に基づく事前相談を行っていく必要があ りますので、このことを念頭に計画・設計を進めていきましょう。 ⇒第5章 景観法の届出制度の解説
---------------------------	---